

第10回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月25日(木)午後2時00分から午後3時12分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員(1名) 18番 遠藤 貴之

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
- 第2号 令和6年度十勝農業委員会連合会通常総会について
- 第3号 令和6年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について
- 第4号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について
- 第6号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	鯨岡 健
農地振興係長	中山 仁
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第10回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に19番吉田委員、20番黒田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、18番遠藤委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告します。</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和6年4月1日付けの人事異動であります。</p> <p>忠類支局農地振興係長の広田瑞恵が併任を解かれ、保健福祉部福祉課長へ異動となりました。後任として、忠類支局農地振興係長に忠類総合支所経済建設課産業振興係長の岡田直之が併任発令されております。以上で報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から4月1日付け人事異動について報告がありました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>

議長

次に、報告第2号「令和6年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。

会長

私の方から報告いたします。

令和6年度十勝農業委員会連合会通常総会についてであります。資料は、別添にあります報告第2号別紙「通常総会議案」となりますが、本日は概要について報告いたします。

今月16日、令和6年度十勝農業委員会連合会通常総会が、帯広市役所で開催され、私が出席いたしました。議案審議では、報告第1号「令和5年度事業報告について」から議案第6号「北海道農業会議等の役員選出について」までの報告3件、議案6件が審議され、すべてが承認、決定されました。

8ページになります。議案第3号、令和6年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金は、十勝全体で耕地面積割や経営体数割等を参考としたルールに基づき算出された結果、9ページに記載しておりますが、本町は前年度と同額の26万4千円を負担することになりました。

次に、10ページになります。議案第4号「十勝農業委員会連合会の重点要請文等」についてであります。十勝農業委員会連合会では、毎年、重点要請文を作成し、東京で開催される北海道選出の国会議員等に対する要請時に提出し、要請活動等を行っております。要請項目については、10ページから21ページまでの11項目について要請することとなりますが、本年度は、新たに20ページの「農地売買等事業に係る手数料徴収について」を追加要請することといたしました。また、これらの要請には、本農業委員会の意向や方向性等が織り込まれているところでもあり、来月27日から29日の3日間、東京にて北海道選出の国会議員等に対して要請活動を行う予定となっております。

次に、23ページになります。北海道農業会議役員選出では、理事の職が任期満了となりますことから、帯広市農業委員会吉田会長を新理事候補として決定しております。

皆様には、後ほど当該資料をご覧いただきたいと思っております。以上、報告とさせていただきます。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「令和6年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について」を議題といたします。

事務局から報告いたします。

事務局長

報告第3号、令和6年度地区別農業委員会会長、事務局長会議について、令和6年度地区別農業委員会会長・事務局長会議についてご報告いたします。

今月16日、帯広市役所において、一般社団法人北海道農業会議主催による地区別農業委員会会長、事務局長会議が開催され、中村会長と私が出席いたしま

した。お配りしております、報告第3号別紙をご覧ください。配付資料1枚目の裏面になりますが、会議の内容につきましては、報告・協議といたしまして「農業委員会を取り巻く情勢について」から「令和6年度（一社）北海道農業会議の事業スケジュールについて」まで、5件の報告、協議を実施いたしました。5件の議件につきましては、それぞれ資料1から資料5まで配付させていただきます。

資料1をご覧ください。1ページの「農業委員会を取り巻く情勢について」では、1. 食料安全保障の構築、2ページでは、2. 農地法制の見直しの方向性について、4ページでは、3. 水田活用の直接支払い交付金制度の見直しについて、5ページでは、4. 相続登記の義務化の計4項目について説明がありました。詳細につきましては、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

次に、資料2「令和7年度農業政策・予算に関する要望書（原案）」をご覧ください。北海道農業会議では、毎年5月に開催されます全国農業委員会会長大会等に合わせ、要望書を全国農業会議所に提出するため、地方農委連で協議、検討した意見等を基に原案の修正を行い、内容を決定しております。要望事項の内容につきましては、3ページの「食料安全保障の確立について」として、1. 不測時に対応できる食料安全保障の構築、4ページでは、2. 優良農地の確保として、(1) 農地中間管理事業を活用した多様な農地利用の促進の確保、5ページになりますが、(2) 離農跡地における農業用施設の撤去等への支援、6ページでは、3. 安定的な農業生産を確保するための生産資材対策・環境整備の構築として、(1) 農業生産に必要な生産資材の高騰対策の構築、中段になりますが、(2) 安定的な農業用作業機械の稼働の確保、7ページでは、4. 農産物の適正価格の構築、8ページでは、5. 農村社会の地域経済を支える農業者への支援の充実、9ページでは、6. 農産物の輸送手段の確保、10ページでは、7. 国民理解の醸成が要請項目となっております。次に、11ページ「人口減少下における農業分野の人材の確保と農村政策の確立」として、1. 新規就農者・小規模農業者の育成・支援の充実、中段になりますが、2. 雇用就農者の確保のための環境整備と支援の充実、12ページでは、3. 人口減少下における農村政策の振興が要請項目となっております。次に、13ページ「基本農政の確立」として、下段に記載されている内容になりますが「食料・農業・農村基本法」の見直しにあたっては、中長期的な視点における農業政策が確立される仕組みの構築を要請する内容となっております。次に、14ページ「予算関係」になりますが、1. 農地関係として、①農地中間管理事業と特例事業の予算の確保等、15ページになりますが、②農地における譲渡所得税への対応、16ページでは、2. 経営安定対策関係として、①経営所得安定対策と中段になりますが、②農業経営基盤強化準備金制度の適用期限の延長、下段の③スーパーL資金・近代化資金の予算の確保等、17ページでは、3. 基盤整備事業関係、18ページでは、4. 農業委員会関係などの予算確保が要請項目となっております。また、19ページ「その他」では、①農業者年金制度の充実、20ページでは、②鳥獣被害対策の充実、21ページでは、③産業動物に従事する獣医師の確保、22ページでは、④スマート農業のための環境整備、23ページでは、⑤自然災害等による農業被害への支援が要請項目となっております。詳細につきましては、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

資料2の2をご覧ください。こちらは「令和7年度農業政策・予算に関する要望書」の解説になりますので、こちらもご確認いただきますようお願いいたします。

次に、資料3をご覧ください。「令和7年度以降の個人会員からの会費徴収に

関する検討について」であります。先月第9回総会のその他事項で説明しておりますが、北海道農業会議の会費を農業委員会会長が個人負担する事案であります。4ページをお開きください。下段の5番になりますが、早期に結論を得る必要はあるが、一層の協議が必要で、今月開催の地区別農業委員会会長・事務局長会議でも意見を聴取することとし、北海道農業会議の財政状況、収支情報を提供しつつ、令和7年度以降の会費徴収についての検討をすすめていく内容の説明がありました。十勝としては、会費を負担することで十勝農業委員会連合会吉田会長へ一任したところであり、会費が徴収されることに決定された場合には、負担について管内の状況等を考慮しながら、本農業委員会の対応について、今後、協議が必要と考えております。7ページから11ページは、この件に関するアンケートの意見、13ページ以降については、先月、札幌市で開催された市町村農業委員会会長・事務局長会議における質問や意見が添付されておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次の資料4「農業者年金の加入推進等について」と資料5「北海道農業会議主催会議・研修会開催予定表」につきましても、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。以上、説明及び報告とさせていただきます。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第4号の説明をいたします。

事務局

報告第4号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。

提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第4号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長

次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。

事務局から報告第5号1番について、説明をいたします。

事務局

報告第5号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に

係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。
案件は、議案書2ページの1件でございます。今月17日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。

議長 報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長 次に、報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第6号1番について、説明をいたします。

事務局 報告第6号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。

案件は、議案書3ページの今月12日に町公社が利用調整を行った1件でございます。

内容につきましては記載のとおりであります。以上で報告を終わります。

議長 報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

議長 次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から10番について、議案書をもとに朗読】

1番から4番の案件は後継者への借換えのため、5番から6番及び9番から10番の案件は新たな農地法の申請のため、7番から8番の案件は利用調整のため合意解約をするものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。
議案第1号1番から10番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から10番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

1番の案件は、農家住宅の建設により、農用地区域からの除外を求めるものとなっております。2番の案件につきましては、すでに山林原野化し、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された土地であり、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に規定する農用地区域の基準に該当しない場合には、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項に規定する農業振興地域整備計画の全体見直しを行わなくても「経済事情の変動その他情勢の推移」として農用地区域からの除外が可能となっております。本件はこれに該当し、農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から2番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号5番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから4ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号11番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号11番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番から12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号13番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号13番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページから8ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今年11日に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号13番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号17番から22番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号17番から22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページから11ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、今月11日に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号17番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号17番から22番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号23番から32番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号23番から32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページから16ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、今月12日に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号23番から32番について、原案のとおり決することに異議ございま

せんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号23番から32番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号33番から34番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号33番から34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は、令和6年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号33番から34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号33番から34番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号35番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号35番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、令和6年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思いま

す。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号35番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号35番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号36番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、今月12日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号36番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号37番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号37番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明します。この案件は、今年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号37番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号37番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付しております、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号3番から5番までについて、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号3番から5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書3ページから5ページまでに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号3番から5番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番から5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号6番から10番までについて、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号6番から10番までについて、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書6ページから10ページまでに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。これらの案件は、今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、皆さんよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号6番から10番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号6番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号12番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号13番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号13番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に棚委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これもちまして、第10回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦労様でした。